



から述べられたと同じようなことを、前回にも考えさせられておいた。連合委員会を開く、それはよろしいとして、連合委員会を開いたからといって、この前の會議に佐々木委員が述べられたごとく、その連合委員会の一つの委員である豫算委員会が、議決権を連合委員会に委譲した場合には、連合委員会が議決をすることが出来る。そうでなくて、例えば豫算委員会が議決権を委任しなかつた場合には、連合委員会は議決をしないのであるといふような意見であつたに記憶するのであります。それは、それにはどうも私は賛成ができません。私としては連合委員会として成る程審査又は調査をすることが出来る。而して審査又は調査の結果、連合委員会としての意見を定めるといふことは、これは當然な話であつて、連合委員会としては、一つの問題について、これ／＼の事由によつて、これ／＼の結論に達したといふことは、これは當然のことです。

併しながら本件の場合、豫算委員会の管掌事項であるところの行政機構に関する事項そのものは、これを連合委員会に全然委譲したわけではないのであります。この行政機構に関する事項は、依然として私は豫算委員会が管掌すべきものであると信ずるのであります。そのために開かれた連合委員会の意見なるもの、若しくは結論なるものは、豫算委員会がこれを考慮に入れて、決議に到達すべくそれを参考としてやらなければならぬと思ふ。つまり連合委員会の意見は、豫算委員会において或いはこれを尊重し、或いはこれと反対した決議に到達することがあるかも知れませんが、豫算委員会

は、機構に関する限り、自分の決定権を持つべきである、こういうふうな信じます。

○委員長(木内四郎君) 先程木下委員から御意見がありました。實は反対意見を述べられた方が決議されておられる際に、本日直ちに終局的に決まってしまうことはやや立憲的でないように考えましたから、終局的にではなく、假りに申上げたのですが、やはり二人とも居られないのですから、先程申しましたように、一應お決めに願つておいて、この際二人の方がお出でになつたときに、更に御了解を得て、そこで終局的にお決め願つたらどうかと思ふのですが、何れにしても、連合委員会は議決権がないといふふうな皆様方の御意見ですから、この委員会としては決めて参りたいと思ふ。

○理事(河野義亮君) 只今委員連合委員会で議決権がないといふこの委員会の御決定がありました。それに關聯しましてちよつと念のためお決め願つて置きたいと思ふのであります。連合委員会を主宰すべき委員長の問題であります。これは連合委員会が議決権を持つような言はば獨立的な恒久的な機關であるならば、委員長を新たに互選し直すといふことが考えられるわけでありまして、只今の御決定の線に沿つて考えますならば、連合委員会の委員長は、元來議案の付託を受け、承認を受けて、委員会としては取扱つておる委員長の委員長がこれに當られるといふことが條理であると思ふ。したが、そういう解釋でよろしうございませうか、念のためにお諮りを願ひたいと思ふ。

○木下盛雄君 その通りであります。

○委員長(木内四郎君) 外に御意見がありませんか。

(賛成と呼ぶ者あり)  
○佐藤尚武君 という、實際問題は、どういふことになるでしょう。今度豫算委員会は……

○委員長(木内四郎君) その委員会の方の委員長が委員長になつてそれを運ぶといふことですか。

○佐藤尚武君 併し、豫算委員会といふの勞働委員会と連合して委員会を一つ揃えるといふような場合に、連合委員会を作つた場合に、豫算委員長の方で連合委員会を開くことを提議した場合には、豫算委員長が委員長になる、こゝういふわけですか。

○委員長(木内四郎君) その議案を付託された委員長の委員長が、委員長になるという意味であると思ふ。さういふに解釋してよろしいと思ふ。

(異議なしと呼ぶ者あり)  
○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは次に、参議院緊急集會規則案について御協議願ひたいと思ひます。前回理事部長からその議案について説明を聞きまして、何か御質問なり御意見がありましたらお述べ願ひたいと思ひます。

○下條康吉君 ちよつと伺ひたいのですが、第二條に、緊急集會の場合においては議員の議案提案権がない。集會の必要は政府で認定するのであります。これは場合によると、例えば甲乙と出た案の外に、丙という案が必要であるといふ場合も随分あり得ると思ひます。議院の方の認定でそういう場合に、議員から提案してもいいと思ひます。

○委員長(木内四郎君) 御意見はよく分りますが、内閣の提案された議題に關聯がある。法律案があるのじやないかといふことを豫想する。抽象的で甚だはつきり分らないが、なしと判定するより、あるかも知れないかと思ひます。

○參事(寺光忠君) 緊急集會の性質から申しまして、議員側から全然新しい法律案といふものを出すといふことが、許されることであらうかどうかと、ちよつと伺ひたいのですが……

○參事(寺光忠君) 只今下條委員の仰せられましたように、緊急集會を開きます必要というものは、政府の方で認定することになつておられます。さういふ緊急集會におきまして、政府が議案なり豫算なり條約なりを提出いたしますと、その認定に基きまして、兩院の議決を要すべきものが、一院の議決で足りるということになるわけですか。

○下條康吉君 私はこゝういふふうに思ふ。例えば或る案が出たときに、その案に對して、その案のままではいかん、全部否決した、併しながら別の……何たる議案が議員側から提出されるといふことがあるのじやないかと思ひます。無論修正もできる。この案ではいかんといふので全部變更してしまふ。新しい別個の構想で案を作る、勿論一院の議決ですけれども、認めるか認めないかといふことは、あとで事後承諾があるのですが、認められないと書いてしまふことは過ぎておると思ふが、その點どうですか。

○委員長(木内四郎君) 下條委員の仰しやることは、此處にはつきり書いてしまふ必要はないといふところにあるのであります。

○下條康吉君 書かないで置けばよいと思ふ。書かない方が安全じやないかと思ふ。何か必要な場合にできないといけないと思ふのです。

○參事(寺光忠君) 立案者の氣持といつたしましては、むしろ何か必要があるといふ時に出来るのがいいかといふように考へておられるのです。緊急集會の性格から考へて、政府の提出した案は否決した、その代り議員の方でこゝういふものを出すといふのが、却つてい

があるかも知れませんが、豫算委員会

○木下盛雄君 その通りであります。

に、議員から發案してもいいように思

い法律案というものをを出すということ

いものを出すというのが、却つてい

けないのじやないかというように考え  
ております。

○下條康吉君 その意見の相違です  
が、そういう場合もあると思ひます。

○委員長(木内四郎君) ちよつと速記  
を止めて……

(速記中止)

○委員長(木内四郎君) 速記を始め  
て……

○澤岡信夫君 私は下條委員の提案に  
賛成いたします。

○委員長(木内四郎君) それではい  
がでしよ。第二條は削除して、原案  
を作ることに……

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(木内四郎君) 併し、その精  
神は原則としてそうじやないというこ  
とに…… 外に御質問、御意見があり  
ますか。若しなければ僕が一つ伺いた  
いのですが、つまらん質問でなければ  
も、憲法上内閣が参議院の緊急集會を  
求めることができる、國會法では議長  
にこれを求めなければならん、今度の  
案によると、議長はこれを議院に通知  
するということになっておりますが、  
若し議長、副議長が缺けておるとい  
う場合はどうなるのですか。實際の手  
続……

○委員長(木内四郎君) それはどうい  
う規定ですか。

○委員長(木内四郎君) 國會法第七條で  
ございまして、「議長及び副議長が選舉  
されるまでは、事務局長が、議長の職  
務を行う」ことによることになってお  
ります。

○委員長(木内四郎君) 参議院議長に

請求するのは、議長、副議長がない場  
合でも事務局長に對しては……

○委員長(木内四郎君) その通りだろ  
うと思ひます。

○委員長(木内四郎君) 外に御質問が  
ありませんか。

○佐藤尚武君 これは非常に愚問にな  
るかも知れませんが、第三條「内閣よ  
り提出された議案が、すべて議決され  
たとき、議長は、緊急集會の終つたこ  
とを宣告する。それじや内閣から提出  
されなかつた議案があるのかというよ  
うな反論が出て来る愛いはありません  
か。文句の書き方かと思ひます。

○委員長(木内四郎君) この三條と、削除  
せられました第二條との關係におきま  
しては、第二條では法律案の發議を止  
めるという趣旨にいたしてあつたので  
ございまして、片院限りで出します決  
案とか、請願の審査とか、さういふ  
のはなし得るといふ建前にいたして  
おります。従つて請願とかその他の  
はまだ残つておりましたも、兩院が  
ら出ました決議案が残つておりました  
も、内閣から提出された議案が、すべ  
て可否議決せられましたときに、緊急  
集會を終つたことを議長は宣告する  
という趣旨でございまして……

○委員長(木内四郎君) 下條委員のさ  
つおつしやつたことは、法律案を萬  
一出す場合に、第三條の關係において  
問題はありませんか。

○下條康吉君 そりです、私實は最  
初、第三條の、内閣より提出された  
いうことを削るというのを申上げよ  
うと思つたのですが、議案がすべて議  
決したときはというのことはいいけ  
ないですか。請願とか決議案……

○委員長(木内四郎君) 只今の佐藤委員の

御質問にお答えいたしましたように、請  
願及び決議案というものが、恐らくこ  
ういふ重要な緊急集會には出てくる可  
能性があると思ひます。さういふもの  
が全部終るまで緊急集會が終らないこ  
とになると、長く延びる虞れがありま  
す。事の性質上、さういふものではな  
いのではなからうかと思つたのでござ  
いまして。その反面、請願、決議案を一切  
止めることも、いかがかと思ひますの  
で、緊急集會の會議というものは、内  
閣の議案の終了をもつて會議の終了と  
するといふふうにしたらどうかと思  
つたのでございまして……

○佐藤尚武君 この場合に、請願とか  
陳情とかいふものは、いわゆる議案の  
中に入るのですか。

○委員長(木内四郎君) 第三條にある議案  
には入りません。それから一般的に、  
議案といふものの中には請願は入つて  
いないことになっております。國會法  
の四十二條にも「議案、請願、陳情書  
その他」といふふうに區別した書き方  
にしてあります。

(速記中止)

○委員長(木内四郎君) それでは速記  
を取つて……

○下條康吉君 第三條に「内閣より提  
出された議案」とありますが、第二  
條が削除された關係上、内閣より  
提出された議案の外に議員より提出す  
る議案があると思つたのです。それを包  
括する意味におきまして、「内閣より  
提出された」という字を削りまして、  
併しながらこの緊急集會の本格的  
に鑑みて、やはり議案の幅といふもの  
は、内閣より提出された議案か、若し

くはその代案のような、緊急集會へか  
らざる性質の議案に限るべきものであ  
りますから「内閣より提出された」とい  
ふ文字を削りまして「緊急の議案がど  
ういふふう修正せられたか」と思  
つたので……

(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(木内四郎君) それでは第三  
條を、只今下條委員の御提案のよう  
に修正することにいたします。

尚、その他について御質問なり御意  
見がありますか。

(賛成と異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(木内四郎君) 他に御意見が  
なければこの案の取扱ひ方ですが、い  
がでしよ。今度は全員というこ  
とでなくて、各會派から一人ずつの方  
に發議者になつて頂いて、さうして案  
は印刷して貰ふことにしまして、暫く  
おいて、委員會に同時に付託して頂  
いて、この委員會で更に審議の上、本會  
議に報告する、さういふ取運び方にし  
たらいかと思ひますが、いかがで  
ございませうか。

(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(木内四郎君) 勿論、その前  
に、關係方面に了解を得ることにいた  
します。

○委員長(木内四郎君) この規則案の中  
に、例えば第一條に「内閣總理大臣よ  
り」とございしますが、これは「から」の  
間違ひでございまして、第五條の「第五  
章より第十一章まで」の「より」とい  
うのも「から」といふふう最近はなつて  
おりますので、さういふ字句の修正は  
こちらにお任せ願ひたいと思ひます。

○木下盛雄君 字句の修正について  
は、今後とも専門的に見て詰合の合  
う

より、本筋に變化のない場合におい  
ては、事務局において適正を期して貰  
うことを、我々は認めておいていい  
と思ひます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(木内四郎君) それでは委員  
長と事務局の方に一つお任せ願ひた  
いと思ひます。

尚、各會派から一人ずつ、發議者を  
御指名願ひたいと思ひます。後程で結  
構ですから……、この運籌委員の中  
からです。

それでは、参議院緊急集會規則案に  
つきましては、この程度にいたしまし  
て、日程に上つておりましたが、一つ  
御相談したいことは、衆議院の方  
から民主政治教育連盟といふものを  
作ることにして、こちらの方にも協  
議して参りましたのですが……、ちよ  
つと速記を止めて、

午後三時五十三分速記中止

午後四時十一分速記開始

○委員長(木内四郎君) 速記を始め  
て…… 只今説明しました民主政治教  
育連盟につきましては、衆議院の方か  
ら、従來のことは白紙に返して、こ  
ちらに協方して貰いたいという申出  
ありますので、参議院としてもこれに  
同調して参るといふことに御異議あ  
りませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(木内四郎君) 御異議ない  
ものと認めます。

○木下盛雄君 ちよつと……

○委員長(木内四郎君) 事務局から、  
ちよつと豫算のことと法律案のこと  
について、簡単に御説明したいさう  
です、その前に……





頂いて、そして案文を作つて、その  
○木下盛雄君 そういふことでない方  
給できるよりにする、手當を實際に支  
ものを作らなければなりません。それ  
お氣持を衆議院の方へ返事をいたしま

す必要がございます。それから中一件  
の、證人と公述人の旅費及び日當の問  
題は、こちらの先般の御決議によりま  
して、早速公述人に旅費の支給の必要  
が生じますので、先ずこの法律をお作  
り願つて、更に規程も作らなければな  
らない必要がございます。

○委員長(木内四郎君) 只今事務次長  
から御説明いたしました法律案、規程  
案等の中、特に緊急を要する國會議員  
の特別手當に関する法律案、それから  
昭和二十二年法律第八十一號の一部を  
改正する法律案、この二件は至急に當  
方の意見を申述べる必要があるのでは  
ありませんが、再案とも異議ない旨を答  
えても差支えないと思つて、いか  
がでしょうか。

〔贊成と呼ぶ者あり〕  
○佐藤尚武君 「一般官吏の最高の給  
與額より少くない程度において」とあ  
りますが、その中に括弧して「家族手  
當を除く」とあるのです。これはどう  
いうわけで家族手當を除くことになつ  
たのか、その理由を説明して頂きたい  
と思つたのです。何となれば、一般官吏  
の俸給の中には、家族手當は當然含ま  
れておるのであります。即ち實質的  
の俸給の一部をなしておるわけであり  
ます。それを除くということは、つま  
り議員に對しては實質的の特遇がそれ  
だけ少くなるというわけで、どうも私  
理由がよく分らない。議員といえども  
勿論家族は持つておられます。それから  
もう一つお尋ねすることは、この最後  
の項の「法律第八十號第二條乃至第六  
條の規程は、特別手當について、これ  
を準用する」という點があります。こ  
れはどういふことになるのか、それも  
併せて御説明願ひます。

○參事(近藤英明君) 只今のお話の點  
は、議員の手當の金額を決定するに當  
りまして、官吏の給與の總額、その中  
から家族手當を除いた總額の一番高い  
額よりも高いところで決定しよう、こ  
ういふ案でございます。家族手當の額  
というものをそれに入れるとしたしま  
すと、それは個人で皆違ひますので、  
最高額といふものがちよつと計算に出  
ませんのでございます。例えばここで  
官吏の最高額と申しますのは、各省次  
官の給與額といふものが基準になりま  
すので、これは計算が出来ます。それ  
更に家族手當といふものを入れますと  
、次官でなくとも、局長級でも課長  
級でも實際のところ、もつと高い収入  
になる者もあります。次官でも家族の  
ない者は實際は少いという者もありま  
す。それは個人的に違ひますので、家  
族の何人が家族手當の基準かという計  
算が出来ません。それでまず官吏の最高  
額を、實際の家族手當を除いてみます  
と、次官級が一十七百圓か一千八百圓  
というのが通常でございます。これに  
諸手當全部を入れますと四千四百圓  
になると思ひます。そうなりますが、  
議員の手當の場合、これより少くな  
いというところで逆に押えて行きまし  
て、議員は現在三千五百圓でございます  
から、これに二千圓を豫算的に見積  
らうというのでありますから、五千五  
百圓になるわけでございます。それで  
家族手當を假りに貰つたいたしまし  
て、月給二千圓と申しますが、官吏  
の現在の最高級でございますが、その  
二千圓に、その家族二人くらいあると  
しまして、官吏の給與額の月額といふ  
ものは四千六百圓くらいにしかなりま  
せん。それで官吏の給與額の最高より

上を行くというので金額の面で押えて  
行きまして、家族手當といふことは計  
算することができませんので、家族手  
當を除くという案でございます。それ  
から法律八十號と申しますのは、議員  
の旅費、旅費及び手當の法律でござい  
ます。

○下條康吉君 滞在雜費の關係はどう  
なりますか。  
○參事(近藤英明君) 滞在雜費の關係  
はありません。  
○下條康吉君 これに關係なく買えま  
すか。  
○參事(近藤英明君) はい。  
○下條康吉君 議長が幾らですか。  
○參事(近藤英明君) 議長三千圓、副  
議長二千五百圓、議員二千圓というも  
のでございます。

○竹下置次君 家族手當は形の上では  
控除されるけれども、實際的に言え  
ば、それは貰つていると同じことにな  
るといふことですね。  
○參事(近藤英明君) 率で行くと一緒  
になるというのです。  
○佐藤尚武君 一般官吏の最高額とい  
うと次官級ですか。大臣はどうです。  
○參事(近藤英明君) 一般官吏の最高  
額というものは、今まで次官級というこ  
とに考へて進められておるようござい  
ます。

○下條康吉君 これは官吏の方も同じ  
ようなものになりますか。  
○參事(近藤英明君) 官吏は既に現在  
手當が附いておられます。現在一  
千六百圓というものが實行されてお  
りますが、これによつて貰つておる金額を  
基礎にいたしまして、その上にこれを  
見てやつたわけでございます。

○下條康吉君 今度七月から増給にな  
る關係はどうなりますか。  
○參事(近藤英明君) 七月から増給に  
なりますが、この二千圓を以て行きま  
すと、大體それ以上廻るといふ建前で  
これは考へておられます。

○委員長(木内四郎君) この二件とも  
御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(木内四郎君) それでは、そ  
の旨衆議院の方にどうぞ……  
尚、目下政府の方に交渉しておる豫  
算のことについて、ちよつと次長から  
御説明申上げます。

○參事(近藤英明君) 只今二十二年  
の國會所管追加豫算の要求の準備をい  
たしまして、大藏省並びに衆議院と事  
務的な折衝をいたしておられますこと  
につきまして、一應私共の考へてお  
すことを申上げまして、議院運営委員  
會の意向も伺つて置きたいと思ひま  
して申上げます。

先ず第一に、今回の追加豫算に計上  
いたさなければならぬ経費といたし  
まして、「國會議員の歳費、旅費及び手  
當等に関する法律」といふもの増加を  
見積らなければならぬと思ひます。そ  
れは九十二議會におきまして成立した  
しました豫算の内容と、一國會議員の  
歳費、旅費及び手當等に関する法律  
との間には差がございます。それは豫  
算では年額三萬圓となつておりました  
が、その後「國會議員の歳費、旅費及  
び手當に関する法律」におきまして  
は、月額三千五百圓となつておりま  
す。豫算との間に不足額が出ます。そ  
の不足額を追加豫算として見積ります  
金額は二百一十一萬圓餘になります。そ  
れから議員の應召、旅費、これも先般  
の豫算の編成當時は、議員の旅費日額

百圓となつておりますのを、議員の歳  
費、旅費支給規程におきまして、先般  
二百圓に變更いたされたので、そ  
の差額七萬五千圓を見積る必要が生じ  
て参りました。それから今回、只今御説  
明申上げた法律によりまして、議  
員に特別手當を支給することにいたし  
ますと、それに要します経費が五百五  
十一萬圓餘に相成ります。尚その外に  
常任委員會の會議用雜費というやうな  
ものを四十二萬圓程度見積らうじやな  
いかといふことで、これは衆議院事務  
當局並に大藏省とも折衝の進行中  
でございます。

それから議員會堂迎用の自動車設備  
費、ここで申しますのは、これはパ  
スを四臺……現在二臺都から借りてお  
りますのを、四臺拂下げを受けまし  
て、こつちの専用のバスを持つとい  
う經費でございます。

それから第一回國會に要する經費が  
二百九十七萬圓ばかりになります。こ  
れは議員の應召の旅費でございます。  
今回の一日二百圓といたしましての議  
員の應召の旅費、それから滞在雜費、  
これが百十九萬。それから乗合自動車  
を現在都から借りておられます借賃三  
十三萬圓。それから速記録の購置をい  
たします關係で翻譯課がございませ  
んが、これでは到底足りませんので、そ  
の翻譯を外に出します翻譯の費用十五  
萬圓。それから先般運管委員會、交渉會  
でございまして、御決定になりました  
議席に議席表を立てる經費、その他諸  
般の費用を見積りましたのが約四十萬  
圓。それから議案類の印刷費のやうな  
ものが約九十萬圓。次に事務局關係の  
經費といたしまして、貨物自動車が現  
在でございますので、これも拂下げ自

自動車を購入したい。その貨物自動車を一臺買います費用、金額は僅かでございます。それから議長俸給豫算、これは昨年中の古い豫算でございますので、この不足額一萬一千五百圓。それから事務局職員の特遇改善に要する経費、これは本年度豫算は御承知の通り一千二百圓案によりまして計上されております。昨年中に計上いたしました。その後段々變りまして、一千六百圓案となり、更に一千八百圓案にまで改まることになっておりますので、今度一千八百圓案を基準といたします。際生ずる不足が九百五十萬圓。それと常任委員会専門調査員の給與に関する諸手当が計上されておられませんでしたが、これに暫定追加給家族手当、臨時勤務地手当等の諸手当を計上いたします費用を包含しております。それから職員共済組合が、従来は大蔵省の中に入っておりますのを、國會の性質上獨立いたしますために、それに要する経費、これは僅か二萬四千圓ばかりでございます。

以上申し上げましたのは、大蔵省の方でも大體これを計上することに、多少まだ折衝の餘地は残っておりますが、餘り大きな異論のない問題でございます。次には、先般こちらで事務局長からも御説明申上げました當務費の問題であります。これは部分的には話も進行しております。部分的には現在まだ話の途中に引掛つておるものが大分ございます。これは金額の大きい關係上さうに相成つております。當務費のうち最も大きいのは李王郎の買収費であります。これは先般議長が申しましたときの金額は一千五百萬圓と申しました

たか、七百萬圓と申しましたか、或いは二千萬圓と申しましたか、いろいろ折衝の經過と、それから買主の方の希望、それから買います土地の範圍、建物の範圍によつていろいろ折衝しておりますので、現在のところでは大體建物品に土地の一部の買収費一千五百萬圓、それに修繕費を大體五十萬圓と見まして一千五百五十萬圓。この程度はまづ大蔵省の方とも話が現在進みつつあります。

それから次に、大蔵省とまだ相當やかましい折衝を續けております問題は、常任委員長の専用自動車設備に要する経費、八百萬圓というものを計上いたそうと思つております。これにつきましては現に今日も會計課長が向うへ行つていろいろ一部の折衝をしております。八百萬圓を計上いたしましたのは、常任委員会二十一に對しまして二十一臺を購入いたします経費で、一臺三十五萬圓の單價で、それに運轉手の給料料を入れました金額でございます。これは古い自動車を購入いたす費用であります。現在新規の自動車を購入する途はございませんで、中古自動車を購入する経費であります。それから先般こちらへ參つておるジョブがございまして、これは非常に安い金額で、今、會計課長がおりませんから、正確な金額を覚えておりませんが、十萬圓で六十萬圓程度と存じております。これは極めて安いのであります。これは極めて安いものでございまして、どういたしまして専用自動車というものを購入する必要があるので今要求しております。

それから國會職員の特遇の改善に要する経費、これを七百萬圓計上いたしております。これは先刻申しました中にも關係いたしますが、千八百圓案としての不足額、それから速記その他職員、國會になりましてからの非常な過勤料の増加とか、夜遅くなりするための通勤費とか、さういふものの特遇改善に要する経費で、この問題につきましては、未だ衆議院の方におきましても、内部的にも種々折衝が開始せられておるようであります。私の方でもまだ大蔵省との折衝を正式に進める状況に至つておりません。

それから常任委員会の公職會等を開會いたしますために、廣告に要する費用、先般も大體此處で御議論にもなりました點ですが、この廣告料をどうしても追加して見積らなければなりません。あれは一回六萬圓ずつ要するのですが、到底さういふ経費は今年度の經費にありませんので、これに百七十萬圓程度計上しなければならぬと思つております。

それから當務費のうち未だ決まりません部分を申しますと、本年度の既定豫算の中に一應見積つてあります、二千二百萬圓ばかりの豫算が見積つてある、その経費に非常な不足を生じまして、材料賃金の値上りのために不足を生じて、到底あの経費では豫定の建築ができませんために、約三千萬圓程度の追加をいたさなければならぬかと存じます。それから各種修繕に要する経費がその外多少ございまして、それから建築いたしました土地が全部御承知の通り焼跡で、煉瓦並びに鐵材の散らばつたままになつております。この整備費に五百萬圓ぐらい掛かります。それから事務局廣告の一分室として購入いたします現在の議長官舎です。これが六百五十萬圓。この問題も大蔵省との折衝が決定的になつておりません。以上の程度でございます。

○参事(近藤英明君) さようでございます。○依藤尚武君 事務補助員の待遇について何か考えておられますか。○参事(近藤英明君) 事務補助員につきましては、一千五百五十圓という計算でそのまゝになつておりますが。○天田勝正君 この事務補助員の問題は、私共がここで考へて研究すべき筋合でありますから、事務局に聽いては仕様がなと思つております。これは一つ止めて、改めてここで相談するかどううか、さういふことで議事を進めて頂きたいと思つております。

○委員(木内四郎君) それではいかがでございます。委員會はこの程度にいたしましたので、尙御懸念、或いはこの豫算の問題について御意見などありましたら、今日、明日引續いてやりましてもよろしいと思つております。又その他の機會に譲りましてもよろしいと思つておりますが、この程度で散會することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員(木内四郎君) それではこれ  
委員會を終ります。  
午後四時四十分散會  
出席者は左の通り。  
委員 木内 四郎君  
理事 駒井 藤平君  
結城 安次君

委員 天田 勝正君  
堀本 重藏君  
松本治一郎君  
淺岡 信夫君  
木下 盛雄君  
黒川 武雄君  
左藤 義詮君  
稻垣平太郎君  
櫻内 辰郎君  
佐藤 尚武君  
下條 康廣君  
竹下 豐次君  
野田 俊作君  
参事(事務次長) 近藤 英明君  
参事(議事部長) 寺光 忠君  
参事(委員部長) 河野 義克君  
参事(委員勤務) 佐藤 義弘君

参議院緊急集會規則  
第一條 内閣總理大臣より期日を定めて緊急集會を求められたときは、議長は、これを議員に通知する。  
議員は、前項の指定された期日の午前十時に参議院に集會しなければならぬ。  
第二條 緊急集會において、議員は、法律案を發議することができない。  
第三條 内閣より提出された議案が、すべて議決されたとき、議長は、緊急集會の終つたことを宣告する。  
第四條 緊急集會において可決された議案は、議長が、その公布を要するものは、これを内閣を經由して奏上し、その他のものは、これ

ときの金額は一千五百萬圓と申しまし

るので今要求しております。

費に五百萬圓くらい掛かります。それ

結城 安次君

て奏上し、その他のものは、これ

を内閣に送付する。

第五條 参議院規則中、第一章、第五  
章より第十一章まで、第十三章、  
第十四章、及び第十六章より第二  
十章までの規定は、これを緊急集  
會に準用する。

國會議員の特別手當に關する法  
律

各議院の議長、副議長及び議員  
は、當分の間、特別手當を受ける。  
特別手當の額は、これと歳費との  
合計額が、一般官吏の最高の給與額  
(家族手當を除く)より少くない程度  
において、兩議院の議院運営委員會  
の合同審査會でこれを定める。

昭和二十二年法律第八十號第二條  
乃至第六條の規定は、特別手當につ  
いて、これを準用する。

附則

この法律は、昭和二十二年五月分  
の特別手當から、これを適用する。

昭和二十二年法律第八十一號の  
一部を次のように改正する

件名中「證人」を「證人等」に改める。  
第五條の二委員會の要求により、公  
聽會に出席した利害關係者又は學識  
經驗者等には、前五條の例により旅  
費及び日當を支給する。

附則

この法律は公布の日からこれを施  
行する。

國會職員考査委員會規程

第一條 國會職員考査委員會は、委  
員長及び委員を併せ總員の三分の  
二以上の出席がなければ、會議を  
開くことができない。

第二條 國會職員考査委員會の議事  
は、出席員の過半数でこれを決  
し、可否同数のときは、委員長の  
決するところによる。

第三條 委員長に事故があるとき、  
又は委員長が缺けたときは、その  
豫め指定する委員が委員長の職務  
を行う。

第四條 國會職員考査委員會に、顧  
問醫を置く。

顧問醫は、委員長がこれを依頼  
する。

第五條 國會職員法第十一條第一項  
第一號により免職する場合又は第  
十三條第一項第四號により休職を  
命ずる場合には、豫め顧問醫の意  
見を徴しなければならない。

第六條 國會圖書館に設ける國會職  
員考査委員會の委員中、館長が指  
名する参事なる委員の員数は、三  
人以内とする。

第七條 國會職員考査委員會の幹事  
は、委員長の命を受け委員會の議  
事を準備し、庶務を掌理する。

第八條 國會職員考査委員會に書記  
若干人を置き、各委員長が、國會  
職員の中よりこれを命ずる。

書記は幹事の命を受け庶務に従  
事する。

附則

この規程は、昭和二十二年 月  
日からこれを施行する。

官吏としての在職年を國會職員  
としての在職年とみなすことに  
關する規程

第一條 三級官吏及び同待遇官吏と  
しての在職年はこれを各議院事務  
局の主事若しくは常任委員會書

記、國會圖書館の主事又は彈劾裁  
判所、若しくは訴追委員會の書記  
としての在職年とみなす。

第二條 二級官吏及び同待遇官吏と  
しての在職年は、これを各議院事  
務局の参事若しくは副参事、國會  
圖書館の参事若しくは副参事又は  
彈劾裁判所若しくは訴追委員會の  
書記長としての在職年とみなす。

第三條 一級官吏及び同待遇官吏と  
しての在職年は、これを各議院事  
務局の事務次長又は部長としての  
在職年とみなす。

附前

この規程は、國會職員法施行の日  
から、これを適用する。

議員に出席する證人等の旅費及  
び日當支給規程

第一條 證人又は公述人に支給する  
鐵道賃及び船賃は、上級運賃によ  
り、又車馬賃及び日當は別表の定  
額によつてこれを支給する。

第二條 東京都の區の區域内に住居  
する證人及び公述人の鐵道賃及び  
車馬賃は、片道五圓の定額によつ  
てこれを支給する。

第三條 證人及び公述人が旅費及び  
日當の支給を受けるには氏名、現  
住所、滞在宿所、證人又は公述人  
としての滞在日數及び途中天災其  
の他止むを得ない事由によつて要  
した日數を記載した請求書を事務  
總長に提出しなければならない。

途中天災その他止むを得ない事  
由によつて要した日數については、  
これを證明する書類を添附し  
なければならない。

附則

この規程は昭和二十二年 月 日  
からこれを施行する。

別表

車馬賃	一日につき
一軒につき	二百圓

第十九部  
議院運営委員会会議録第十二号  
昭和二十二年八月四日  
〔案通過〕

八

昭和二十二年九月三日印刷

昭和二十二年九月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第十九部)

(七八)